

非常勤講師等に係る自家用自動車使用に関する基準

平成 29 年 1 月 12 日

学 長 裁 定

第 1 この基準は、「自家用自動車使用による旅行に関する取扱要領（平成 29 年 1 月 12 日学長裁定）」（以下「取扱要領」という。）第 1 2 の規定に基づき、非常勤講師等が自家用車を使用して旅行する場合の基準を定める。

第 2 自家用車を使用する場合の取扱いは取扱要領に準ずるものとする。この場合において、「役職員」は「非常勤講師等」に、「自家用車登録届出書」は「非常勤講師等に係る自家用車使用届出書」に、「登録の届出」は「使用の届出」に、「登録を許可する」は「使用を許可する」にそれぞれ読み替えるものとする。

第 3 第 2 の定めに関わらず、非常勤講師等に係る自家用車使用に関しては、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 取扱要領第 3 (2) ウ人身傷害補償保険の補償金については、無制限でなくとも可とする。
- (2) 部局長は、「非常勤講師等に係る自家用車使用届出書」を確認し、自家用車使用が適切でない判断した場合にのみ、届出を受理しない旨を本人に通知するものとする。
- (3) 取扱要領第 4、第 5 及び第 7 については、適用しない。

第 4 この基準により難しい場合は、その都度学長が定める。

附 則

この基準は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。